

基幹相談支援センターの機能と役割のあり方について～相談支援部会まとめ～

相談支援部会では、「第4期東京都障害福祉計画」及び「東村山市障害福祉計画」（第4期）の相談支援事業のサービス見込み量として検討としている障害のある方が自立した生活を送ることができるよう地域の相談支援の拠点となる「基幹相談支援センター」の設置の機能と役割のあり方について、相談支援部会では下記のとおり、まとめましたのでご報告いたします。

記

1. 基幹相談支援センターの設置について

- 基幹相談支援センターは、当市にあった方がよい。また、1カ所に固定した方がよい。
- 指定特定相談支援事業所が相談できる場所として「基幹相談支援センター」が必要である。
- 基幹相談支援センターは、現在も市内の相談支援事業所等のとりまとめを行っている社会福祉協議会が良いのではないか。社協が関わる中で、障害から高齢への移行がスムーズにいくよう連携の強化をしてもらいたい。運営には、市も関わっていく必要があるのではないか。
- 東村山市独自の基幹相談支援センターを作っていく、他市の視察を行った基幹相談支援センターを参考に良かったところを抽出し、取り入れたらどうか。
- 視察した市のように相談支援の委託を受けている事業所が集まり、運営したらどうか。
- 基幹相談支援センターの機能には専門性が必要であることから、専従者を置くべきではないか。
- 休所日であっても緊急時の電話連絡等は24時間365日対応してほしい。
- 基幹相談支援センター設置の際は、基幹型だけでなく、障害者自立支援協議会の相談支援部会を活用して、協力・連携する必要がある。

2. 総合相談・専門相談・地域の相談支援体制の強化の取組（専門的指導や人材育成など）

- 「サービス等利用計画」を作成するうえでも疑問点等について、何でも聞ける場所が必要である。
- 人材育成を行うためにも基幹相談支援センターは必要であるが、スーパーバイズができる人材と設置に向けた予算をつける必要がある。
- 基幹相談支援センターには、新人も含めて書類の記入方法の勉強会、スキルアップの場、事例検討の場として活用したい。
- 平成29年4月1日現在で障害者手帳を所持している方は7,968名おり、平成32年4月1日では8,465名となる予定である。今後、障害者数が増えることで障害福祉サービス利用者数も増える見込みであることから、相談支援の中核となる基幹型の相談支援体制の構築が必要である。

3. 権利擁護・虐待防止

- 引き続き、障害のある方からなどからの虐待相談に適切に対応していただきたい。また、家族構成の変化や高齢化により、成年後見制度を必要とされる方もいるため、成年後見制度の相談もしたい。
- 障害者虐待の通報件数が増えている中で、虐待への適切な対応をするとともに障害者虐待防止研修など障害のある方の理解啓発につながる研修会を開催したらどうか。

4. 地域移行・地域定着

- 地域の体制整備のコーディネートをしてほしい。入所施設や精神科病院などから地域に移行できる方について施設や病院などに働きかけをしてもらいたい。